

## ＜釜石市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金のお知らせ＞R3.1.1～

釜石市では不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法及び精巣上体内精子吸引採取法）を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。

### ◎助成の対象となる治療

岩手県が指定する医療機関で実施された、保険適応外診療の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法及び精巣上体内精子吸引採取法）に限ります。

※夫婦以外の第3者からの精子、卵子、胚の提供による特定不妊治療は対象となりません。

### ◎助成の対象となる方

- ① 特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- ② 釜石市に住所を有する人（治療を開始した以前から）
  - ①～②の要件を満たしたうえで、次の項目のどちらかに該当する方が対象となります。
  1. 岩手県不妊に悩む方への特定治療支援事業の交付決定を受けている方
  2. 岩手県の男性不妊治療助成金の交付決定を受けている方

※妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。※年齢はいずれも、治療開始時における年齢で判断します。

◎助成額 夫婦1組に対して、1回あたりの限度額は10万円です。

また、特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った場合の限度額は10万円です。

◎助成回数及び期間 ※年間の助成回数制限はありません

初めて助成を受ける際の「治療開始時の妻の年齢」により助成回数が異なります。

★治療開始時の妻の年齢が

- ・40歳未満の場合：子ども1人ごと通算6回まで
- ・40歳から42歳の場合：子ども1人ごと通算3回まで

### ◎申請に必要なもの

- 釜石市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付申請書
- 岩手県の発行する不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- 岩手県の発行する不妊に悩む方への特定治療支援事業交付決定通知の写し
- 指定医療機関の発行した特定不妊治療費、または男性不妊治療費に係る領収書の写し
- 印鑑（シャチハタ不可）

※岩手県の不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成金の交付決定後3ヶ月以内に市健康推進課に申請してください。

### ◎助成金の交付について

申請書を審査し、適正と認められる場合は「釜石市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付決定通知書」を交付します。通知を受領後、「釜石市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金請求書」を提出してください。その後、指定の口座に助成金を振込みます。

◎問い合わせ先◎

釜石市保健福祉部健康推進課  
母子保健係 ☎0193-22-0179